

## 「野辺地町犯罪被害者等見舞金・転居費助成金」のご案内

野辺地町では、犯罪行為により被害に遭われた方、又はそのご遺族に対しまして、見舞金及び転居費助成金を支給しております。

見舞金等の種類、支給の要件、申請に必要な書類等につきましては、以下のとおりです。

### 見舞金等の種類

- ①遺族見舞金…30万円(犯罪行為により亡くなられた方のご遺族に支給)
- ②重傷病見舞金…10万円(犯罪行為により1カ月以上の重傷病を負った方に支給)
- ③転居費助成金…引越しに係る費用の合計額又は20万円のいずれか少ない額

### ①遺族見舞金・②重傷病見舞金の内容

支給の要件	遺族見舞金	<ul style="list-style-type: none"><li>・警察に被害が認知された犯罪行為であること</li><li>・犯罪被害者が被害時に野辺地町に住所又は居所を有していること。</li><li>・遺族が被害時に野辺地町に住所又は居所を有していること。</li><li>・遺族が配偶者(事実上婚姻関係と同様の時事用にあった者等を含む)又は被害者の二親等以内の血族(第1順位遺族)であること</li></ul>
	重傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none"><li>・警察に被害が認知された犯罪行為であること</li><li>・犯罪被害者が被害発生時から継続して野辺地町に住所又は居所を有していること。</li></ul>
支給できない場合		<ul style="list-style-type: none"><li>・犯罪発生時に加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む)がある場合。</li><li>・犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につき責めに帰すべき行為を行った場合</li><li>・暴力団員等である場合</li><li>・見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合</li></ul>
申請期限		<ul style="list-style-type: none"><li>・犯罪被害の発生を知った日から2年以内又は犯罪被害発生日から7年以内</li></ul>
申請に必要な書類	遺族見舞金	<ul style="list-style-type: none"><li>・野辺地町遺族見舞金支給申請書(様式第1号)</li><li>・被害者の住所と遺族の犯罪被害発生時からの住所を証明できる書類(住民票等)</li><li>・被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類(死亡診断書等)</li><li>・被害者と遺族の続柄が確認できる書類(戸籍全部事項証明書等)</li><li>・被害者と遺族が事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を認めることができる書類</li></ul>
	重傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none"><li>・野辺地町重傷病見舞金支給申請書(様式第2号)</li><li>・犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していたことが証明できる書類(住民票等)</li><li>・負傷又は疾病の状況と1カ月以上の療養機関が確認できる医師の診断書等</li></ul>

### ③転居費助成金の内容

助成対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・犯罪行為により亡くなられた方の遺族</li><li>・犯罪行為により1ヶ月以上の療養機関を要する重傷病を負った方</li></ul>				
支給の要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・警察に被害が認知された犯罪行為であること</li><li>・犯罪被害者が被害発生時から継続して野辺地町に住所又は居所を有していること <u>上記に加え、下記のいずれかに該当</u></li><li>・犯罪行為又は性犯罪により犯罪被害時の住居が損壊し、又は汚損した場合</li><li>・近隣住民による嫌がらせ等の二次被害又はそのおそれがある場合</li><li>・再被害又はそのおそれがある場合</li><li>・その他生活に支障があると認められる場合</li></ul>				
対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・引越しに係る運送費(町内のみ)</li><li>・新たな住居への入居に係る敷金、礼金、仲介手数料、保証料等(町内のみ)</li></ul>				
支給できない場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・犯罪発生時に加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む)がある場合。</li><li>・犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につき責めに帰すべき行為を行った場合</li><li>・暴力団員等である場合</li><li>・見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合</li></ul>				
申請期限	犯罪被害が発生した日から1年以内				
申請に必要な書類	<table border="1"><tr><td>犯罪被害者</td><td><ul style="list-style-type: none"><li>・野辺地町犯罪被害転居費助成金支給申請書(様式第1号)</li><li>・助成対象経費に係る支払をしたことが確認できる書類</li><li>・犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していたことが証明できる書類(住民票等)</li><li>・負傷又は疾病の状況と1ヶ月以上の療養機関が確認できる医師の診断書等</li></ul></td></tr><tr><td>遺族</td><td><ul style="list-style-type: none"><li>・犯罪被害時に町内に住所又は居所を有し被害者と同居していたことが証明できる書類(住民票等)</li><li>・助成対象経費に係る支払をしたことが確認できる書類</li><li>・被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類(死亡診断書等)</li><li>・被害者と遺族の続柄が確認できる書類(戸籍全部事項証明書等)</li><li>・被害者と遺族が事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を認めることができる書類</li></ul></td></tr></table>	犯罪被害者	<ul style="list-style-type: none"><li>・野辺地町犯罪被害転居費助成金支給申請書(様式第1号)</li><li>・助成対象経費に係る支払をしたことが確認できる書類</li><li>・犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していたことが証明できる書類(住民票等)</li><li>・負傷又は疾病の状況と1ヶ月以上の療養機関が確認できる医師の診断書等</li></ul>	遺族	<ul style="list-style-type: none"><li>・犯罪被害時に町内に住所又は居所を有し被害者と同居していたことが証明できる書類(住民票等)</li><li>・助成対象経費に係る支払をしたことが確認できる書類</li><li>・被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類(死亡診断書等)</li><li>・被害者と遺族の続柄が確認できる書類(戸籍全部事項証明書等)</li><li>・被害者と遺族が事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を認めることができる書類</li></ul>
犯罪被害者	<ul style="list-style-type: none"><li>・野辺地町犯罪被害転居費助成金支給申請書(様式第1号)</li><li>・助成対象経費に係る支払をしたことが確認できる書類</li><li>・犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していたことが証明できる書類(住民票等)</li><li>・負傷又は疾病の状況と1ヶ月以上の療養機関が確認できる医師の診断書等</li></ul>				
遺族	<ul style="list-style-type: none"><li>・犯罪被害時に町内に住所又は居所を有し被害者と同居していたことが証明できる書類(住民票等)</li><li>・助成対象経費に係る支払をしたことが確認できる書類</li><li>・被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類(死亡診断書等)</li><li>・被害者と遺族の続柄が確認できる書類(戸籍全部事項証明書等)</li><li>・被害者と遺族が事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を認めることができる書類</li></ul>				

### 問合せ先・申請窓口

野辺地町役場 介護・福祉課

〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1

電話番号:0175-64-2111

受付時間:月～金曜日 8:30～17:15(休日・祝日・年末年始を除きます)